

1. 組織名

thinkC(著作権保護期間の延長問題を考えるフォーラム)

2. 提出意見①

該当する交渉分野

知的財産

意見

著作権の保護期間を「著作者の死後70年」等に延長する規定を盛り込まないよう、交渉すべきである。理由は以下の通り。 第一に、不必要な延長は研究・教育・福祉・文化・アーカイブなど様々な分野での過去の作品の活用をいっそう困難にし、貴重な過去の資料の死蔵化・忘却化を招く恐れが強い。延長がそうでなくても困難な古い作品の権利処理をいっそう困難にし、世界的な大問題となっている権利者不明の「孤児著作物」を激増させたことは、当の米国の著作権局長すら去る3月20日の議会証言で訴えている。 第二に、同様の理由で、延長の連鎖は過去の作品に基づく新たな創作という、我が国文化の得意とする表現分野を委縮・停滞させる恐れが強い。 第三に、これらの大幅延長は古いコンテンツの輸出で稼ぐ米国に有利であって、新しいコンテンツに強みを持つ日本にとって、輸出増にも何ら寄与しない。むしろ米国への著作権使用料を激増させ、直近の1年間で年6100億円(日銀調べ)にも及ぶ巨額の使用料の対外赤字を固定・拡大させる恐れは強い。 第四に、そもそも圧倒的多数の著作物の市場的生命は短命で、こうした延長はほとんどの作品にとって遺族・権利継承者の収入増すらもたらさないことは、既に内外の研究から明らかである。 なお、米国などは「保護期間を統一することがコンテンツの流通促進に役立つ」と主張する可能性があるが、根拠は薄い。米国では1977年以前の作品の保護期間は、原則として発行時起算であって日本やEUのように著者の死亡時起算ではない(同著作権法302条以下)。その結果、日本や他のTPP加盟国が死後70年に保護期間を延長したところで、期間は米国との間で不統一なままである。(日米で統一の効果が表れるとすればずっと先であり、米国が保護期間のルールを改めない限り50年間以上不統一の状態が続く。)逆にいえば、現時点で既に日・米・欧すべての間で保護期間は不統一であるが、それによってコンテンツの流通が問題になるほど害されたという例は寡聞にして聞かない。 以上の利害は米国以外の他のTPP交渉国でも共通しているので、米国との二国間条約などで既に期間延長を受け入れた国を除いて、保護期間をめぐる米国と他国の対立は激しいと報じられる。日本は他国と連携し、この問題を交渉対象から落とすことが、TPPを各国にとって受け入れやすい内容に近づける道と考える。

3. 提出意見②

該当する交渉分野

知的財産

意見

TPP知財分野の交渉には、「保護期間の大幅延長」「非親告罪化」その他、日本にとって重大な制度改変につながる規定が多数盛り込まれているとされる。これらは図書館・アーカイブ・福祉・教育・文化など多様なセクターに重大な影響を及ぼし得るが、こうしたステークホルダーは現在必ずしも十分公平に政府説明会への出席の機会や意見表明の機会を与えられていない。政府の真剣な交渉姿勢への共感・理解を育み、交渉のための多数の貴重な知見を得るためにも、適正な団体を選択し十分な機会を保障されたい。同様に、交渉に悪影響を及ぼさない範囲での情報開示は十分可能と考えるので、今後も一般ユーザーを含めた十分な情報開示、意見を述べる機会の確保をはかられたい。また、あまりに多くの知財条項を条約上の義務として受けいれてしまえば、今後、ビジネス情勢や国民の多数意見が変わっても、国会ですらそのルールは変更できない点で影響は大きい。それでは変化が早く柔軟性が生命線と言える昨今の情報・メディア産業において、かえって日本の競争力を削ぐ危険もある。このような視点からも、慎重な検討と交渉を求めたい。

※ 同一の交渉分野について、2つ以上意見等を提出される場合は、「提出意見」の行をコピーの上、行を追加願います。

※ 異なる交渉分野について意見等を提出される場合は、シートを分けて記入・提出願います。